○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要………………

(河川砂防課) : (商工政策課)

出先機関

林

政

告

示

目

次

公

告

○塩化ナトリウム単価契約(第一号)に係る一般競争入札…

(県三 民 大地

公安委員会

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示…………

管病

理院

示

○警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施……… ○警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)の実施………

(生活保安課):

同

企生

一活安課)

公営企業

第六百五十六号

令和五年(金曜日)

青森県告示第五百二十九号

ŋ, 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定によ 令和五年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

令和五年九月一日

青森県知事

宮

下

宗

郎

	位区域又は森林の集団の所在皆伐許容面積限度を定める単	保安林種	皆伐許容面積限度
课)	中村川〜笹内川	水源かん養保安林	一、四〇八・九二
	岩木川下流	"	四八〇・五七
策課) … 三	岩木川上流	"	九六一・三九
防課)…四	平川	"	四六七・四三
現 現 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	浅瀬石川	"	四七四・五二
Ji	今別川~蟹田川	"	1.0111.011
÷	青森地区	"	七三九・四三
安課) … ヵ	下北東部	"	一、二二:四九
	下北西部	"	九五一・四〇
課局 …10	上北地区	"	1 1 1 • 1111
	七戸川	"	五七〇・二三
	奥入瀬川	"	五六二・九一

一・六四	飛砂防備保安林	一つがる市
〇・八六	"	新井田川
七一・四九	"	馬淵川下流
八四・七〇	'II	奥入瀬川
〇・六二	"	七戸川
一〇一・六六	"	上北地区
一三・六六	"	下北西部
一四七・二七	"	下北東部
一七五・四四	'II	青森地区
一三・九一	'II	今別川~蟹田川
六四・四八	"	浅瀬石川
四一・八六	"	平川
一〇・七〇	"	岩木川上流
二七一・一二	"	岩木川下流
一四二・八一	土砂流出防備保安林	中村川~笹内川
五二二三	"	新井田川
七一八・一三	"	馬淵川下流

〇·二六	"	弘前市
0.011	"	北津軽郡中泊町
二・九四	"	北津軽郡鶴田町
一 五 · 一 四	"	五所川原市
一二八・八八	"	つがる市
二・八四	"	西津軽郡深浦町
三・六九	防風保安林	西津軽郡鰺ケ沢町
一・六〇	"	八戸市
四・七〇	"	上北郡おいらせ町
九・七二	"	上北郡六ケ所村
二.三八	"	上北郡横浜町
六・一六	"	上北郡野辺地町
二四・八六	"	三沢市
一六・〇〇	"	下北郡東通村
0.1110	"	下北郡大間町
0.110	"	むつ市
五・七八	"	五所川原市

	"	十和田市
三・六〇	"	下北郡大間町
111 .00	"	むつ市
〇·〇八	"	東津軽郡外ヶ浜町
一〇五・九八	"	東津軽郡平内町
一・七四	'II	青森市
二. 週〇	干害防備保安林	北津軽郡中泊町
$\bigcirc \cdot \bigcirc$	"	上北郡おいらせ町
三五・〇六	"	上北郡六ケ所村
〇・六四	'U	上北郡東北町
八・三六	"	上北郡横浜町
〇・九六	"	上北郡七戸町
〇 · 五 ○	'U	上北郡野辺地町
四・110	"	三沢市
〇 · 四八	"	十和田市
一三・七八	"	下北郡東通村
<u>щ</u> 	"	むつ市

八戸市

上北郡六ケ所村

"

四八・二八

〇・三六

二・九六

〇・九八

三二四

上北郡東北町

上北郡七戸町

上北郡野辺地町

三沢市

"

公

告

南部地区

"

津軽地区

保健保安林

一五九・一四

九二・四二

三戸郡階上町

三戸郡南部町

六・六四

九・三二

· 00

三・五六

三戸郡三戸町

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

条第三項の規定により次のとおり公告する。村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により市町

令和五年九月一日

大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)青森駅ビル

青森市柳川一丁目二の三外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

東日本旅客鉄道株式会社

東京都渋谷区代々木二丁目二の二

代表取締役 深澤祐二

青森市の意見の概要

1 当該施設周辺の道路に交通渋滞が発生しないよう、十分な対策を講じること。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律をそれに係る関係省令及び青森市廃棄物の

処理及び清掃に関する条例を遵守すること。

3 業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、減量化及び資源化に努めること。 青森市事業系一般廃棄物の減量化等に係る指示に関する要綱の規定により、事

設備を設置する場合は、規制基準を遵守すること。 定格出力が七・五キロワット以上の送風機(換気ファンや室外機の送風機部分 騒音規制法や青森県公害防止条例に基づく届出が必要であり、届出を要する や、燃料消費量が十五リットル毎時以上の灯油等のボイラーを設置する場合

騒音に関する苦情があった場合には、誠実に対応し、解決に努めること。

6 に定める保管基準を遵守すること。 廃棄物の保管については、 記載事項の他に廃棄物の処理及び清掃に関する法律

7 理業者(収集運搬、 廃棄物の処理を委託する際には、廃棄物の種類により、それぞれ産業廃棄物処 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める委託基準を遵守し適正に処 処分)、一般廃棄物収集運搬業者(収集運搬、 処分)に委託

8 ラスチック製廃棄物等」については産業廃棄物に該当し、その他の物については 般廃棄物に該当することに留意すること。 廃棄物の種別について、「金属製廃棄物等」、 「ガラス製廃棄物等」及び「プ

四 き事項について意見を有する者の意見の概要 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべ

意見書の提出なし

Ŧi. 意見書の縦覧

青森県知事

宮

下

宗

郎

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和五年九月一日から同年十月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする

砂利採取業務主任者試験の施行

る。

録等に関する規則 令和五年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり施行するので、砂利採取業者の登 (昭和四十三年通商産業省令第八十号)第八条の規定により公告す

令和五年九月一日

試験の期日及び場所

青森県知事

宮

下

宗

郎

1 期日等 令和五年十一月十日(金)午前十時から正午まで

場 所 青森市安方一丁目一の四〇

2

青森県観光物産館アスパム 五階 会議室「白鳥」

二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を

 \equiv 受験願書の受付期間

付けの消印のあるものまでを有効とする。) 令和五年九月二十五日 月 から同年十月六日(金)まで(郵送の場合は、 同日

四 受験願書の提出先

青森県県土整備部河川砂防課水政グループ 青森市長島一丁目 県庁北棟三階

Ŧī.

1 受験願書 通

2 撮影年月日、 のもので、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に、 氏名及び年齢を記載したもの 枚 (写真の大きさは、 縦六センチメートル、横四センチメートル

七千六百円(青森県収入証紙により、

六

受験手数料

七

消印してはならない。) その他 受験願書の用紙は、青森県県土整備部河川砂防課及び各地域県民局地域整備部 受験願書の提出時に貼り付けて納入する。

を貼り付けた返信用封筒を同封し、青森県県土整備部河川砂防課に送付するこ 受験願書の用紙の郵送を希望する場合は、返送先を明記し、八十四円分の切手

jp/soshiki/kendo/kasensabo/index.html) において入手することができる。

において配布するとともに、青森県ホームページ(https://www.pref.aomorilg.

3 出願者には、 青森県県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

出 先 機 関

塩化ナトリウム単価契約(第一号)に係る一般競争入札

一年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

令和五年九月一日

三八地域県民局長 菅

孝

入札説明書

六

次に掲げる物品の購入とし、 一般競争入札に付する事項 その物品に要求する品質及び規格等は、

による。

凍結防止剤(塩化ナトリウム) 二十五キログラム入(予定数量二万三千三百袋

納入期間

令和五年十一月一日から令和六年三月三十一日まで

三 納入場所

八戸地区(八戸市・階上町

四 入札に参加する者に必要な資格

1 い者であること。 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな

一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号(物品等の競争入札参加資格)の 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号 (物品等の競争入札参加資格) 0)

2

、令和四年二月十四日青森県告示第六十三号 (物品等の競争入札参加資格)の

又は令和五年二月十日青森県告示第五十六号(物品等の競争入札参加資格)の

のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契

う。)の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。 事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」とい 月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知

第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実 われたものを除く。)がない者であること。 申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から (既に知事の指名停止の措置が行

Ŧī. 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 いて次に従い、申請書により、 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、 審査を受けなければならない 四に定める資格を有することにつ

提出部数

2

3 提出期限等

められた場合には、これに応じなければならない。 県民局長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明等を求 入札への参加を希望する者は、申請書を令和五年九月二十日までに三八地域

入札書の提出場所等 審査結果については、 当該申請者に対して書面により別途通知する。

八

1 八戸市大字尻内町字鴨田七 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

八戸合同庁舎三階 三八地域県民局地域整備部建設管理課

入札書の提出期限

〇一七八一二

一七一五一六二

2

令和五年十月十二日 午後五時十五分

入開札の場所及び日時

3

場所

八戸市大字尻内町字鴨田七

八戸合同庁舎 四階大会議室

日時

令和五年十月十九日

なお、時間は入札説明書による。

七 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

九 落札者の決定方法

売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 十一の3の定めにより落札対象と判断され、かつ、予定価格の制限の範囲内で、

+ 契約の締結

落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、 当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四

に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 購入物品に係る証明書等の審査

書の提出期限までに三八地域県民局長に提出し、 格を有すると確認された者に限る。 入物品を十分に供給できる体制が整備されていることについての証明書を入札 入札への参加を希望する者(五の定めにより、入札に参加する者に必要な資 以下同じ。)は、入札説明書に基づき、購 審査を受けなければならず、

> また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合に これに応じなければならない

- を求められた場合には、 ばならず、また、開札日の前日までに当該品質規格仕様書の内容に関する説明 様書を入札書の提出期限までに三八地域県民局長に提出し、 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき、 これに応じなければならない。 購入物品の品質規格仕 審査を受けなけれ
- ○及び□の説明及び内容の変更等に応じない者は当該入札に参加することが 一及び二の審査結果については、 当該提出者に対して書面により通知する。

落札対象

できないものとする。

3

規格仕様書に係る入札書のみを落札対象とする。 購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断した2の〇の品質

入札の無効

載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記

5 入札書の記載方法

る金額を入札書に記載すること。 業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の百十分の百に相当す 額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、 札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する 入札書記載金額は、二十五キログラム入り一袋当たりの価格とする。なお、落 消費税に係る課税事

1 Nature and quantity e purchased: o f t h e produ

Solid de-icing agents(Sodium Expected quantity o f 23, 300 b a g

Chloride)

per bag)

Delivery Period

2

From November 1, 2023 t o March 31,

202

T i m e limit for tender:

P.M. October 12,

Contact Point for t h e notice:

anpachi Regional Administrati

青森県公安委員会告示第百十八号 第三十八条第一項及び少年指導委員規則 俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二 TEL 01 JAPAN Hachino Pubric amota 公 安 7 ∞ Ъ 鬟 Ф S orks 2 hiriuch 委 City, \neg -1 S 員 D e 6 Aomo partme i m а Ь n 0 9

第二条第一項の規定により、 同規則第二条第二項の規定により、 令和五年九月一日付けで、少年指導委員を委嘱した 次のとおり公示する。 (昭和六十年国家公安委員会規則第二

令和五年九月一日

木

氏

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

\dot{M}	
匡	名
英	Į
(電新 電新 電新 電新	連
	絡
〇 <u>全</u> 一一課	先
屋矢番玉○ら七か田番番九一で丁で目ら丁青町作地川番二七ら四地か番丁、目)ま二目森二六か二地○番三六からか目本ま、で丁か市丁九ら三か七地八番ら九ら)町で本、目らの	活
」	動
ラロ電供留、玉」、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	区
、でッ三浜川番玉七田六丁三、丁か丁ら丁安 第、役四田二地川番字一目丁堤目ら目二目方 二問字○字二か一地豊二五目町ま二ま丁か一	域

青森県公安委員会告示第百十九号

う。 のとおり実施するので、 第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。 に関する規則 警備業法 第二条の規定により公示する。 (昭和四十七年法律第百十七号。 (昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等 以下 「法」という。 以下「講習規則」と 第二十二条第二項)を次

令和五年九月一日

青森県公安委員会委員長 野 呂

知

子

講習の区分

 $\stackrel{-}{=}$

実施期間及び実施時間

令和五年十月二十三日

月

から同月三十

Ħ

月

まで

(土曜日及び日曜日を除

)の午前九時から午後四時五十五分まで

法第二条第一項第三号に規定する警備業務に係る新規取得講習

三

青森市問屋町 一丁目 0

青森市はまなす会館

実施場所

四 受講定員 十人 (予定)

Ŧi.

受講対象者

受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。

- 1 区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者 最近五年間に受講しようとする警備業務 (以下「当該警備業務」という。)の
- 2 下 係るものに限る。)に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明 警備員等の検定等に関する規則 「検定規則」 という。)の交付を受けている者] という。) 第四条に規定する一級の検定 (当該警備業務の区分に (平成十七年国家公安委員会規則第二十号。 以
- 3 ているもの 交付を受けた後、 る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の 検定規則第四条に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限 継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事し
- 項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した 六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)第一条第二 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和
- 以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの のに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るも

受講申込みの手続

六

受講申込みの受付期間等

1

受付期間

令和五年九月十一日 (月) から同月十五日 (金) までの間

受付時間

午前九時から午後四時までの間

受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、

受付を締め切る。

受講申込書の受付場所

2

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行う

こととし、郵送等による申込みは認めない。

画

疎明する次の書面一通を添付すること。 メートルの写真一葉を貼り付けること。)一通に、受講対象者に該当することを 講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正 上三分身、 無背景の縦の長さ三・○センチメートル、横の長さ二・四センチ

- 者等の作成に係る書面 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業 (以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書
- る。)の合格証明書の写し 五の2に該当する場合には、 一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限
- る。)の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 五の3に該当する場合には、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限

 (\equiv)

 (\Box)

(--)

- (四) 限る。)の合格証の写し 五の4に該当する場合には、 旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに
- 限る。)の合格証の写し及び警備業務従事証明書 五の5に該当する場合には、旧: 一級検定(当該警備業務の区分に係るものに
- 5 受講手数料

受講手数料三万八千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入す

七 講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間 講習受付時間

1 講習受講後、修了考査を行い、

講習に係る事項を修得したと認められる者に対

八

講習修了証明書を交付する。

受講者は、 筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

青森県警察本部生活安全部生活保安課

受講申込者の人員が予定人員に達し次第、

電話〇一七--七二三—四二一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第百二十号

3

検定規則第四条に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限

う。 という。)の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外 習等に関する規則 指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講 第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(法第二十二条第二項に規定する警備員 るので、 の警備業務の区分に係る講習。 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)第二十二条第二項)第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書 講習規則第二条の規定により公示する。 (昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。 以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施す 以下「講習規則」とい (以下「資格者証等」

令和五年九月一日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

講習の区分

法第二条第一項第三号に規定する警備業務に係る追加取得講習

実施期間及び実施時間

令和五年十月二十六日)の午前九時から午後四時五十五分まで (木) から同月三十日 (月) まで (土曜日及び日曜日を除

実施場所

青

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

五人(予定

Ŧi. 受講対象者

う。)の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、 受講申込日において、受講しようとする警備業務 次のいずれかに該当するものとする。 (以下「当該警備業務」とい か

年以上である者 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三

書」という。)の交付を受けている者 係るものに限る。)に係る法第二十三条第四項の合格証明書 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。 「検定規則」という。)第四条に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に (以下「合格証明 以

- ているもの 交付を受けた後、 る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、 継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事し 当該合格証明書の
- 項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した 六十一年国家公安委員会規則第五号。 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 以 下 「旧検定規則」という。 一条第二 (昭和
- 5 以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの のに限る。)に合格した警備員であって、 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るも 当該検定に合格した後、 継続して一年

受講申込みの手続

受講申込みの受付期間等

受付期間

令和五年九月十二日(火)から同月十五日(金)までの間

受付時間

午前九時から午後四時までの間

受付の締切り

受付を締め切る。 受講申込みの受付は先着順とし、 受講申込者の人員が予定人員に達し次第、

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3

こととし、郵送等による申込みは認めない。 六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行う

4 受講申込みの書類

画 書面一通を添付すること。 務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の メートルの写真一葉を貼り付けること。)一通及び既に交付を受けている警備業 講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正 上三分身、 無背景の縦の長さ三・○センチメートル、横の長さ二・四センチ

五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業

1

る。 者等の作成に係る書面 五の2に該当する場合には、)の合格証明書の写し (以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限

 (Ξ) る。)の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 五の3に該当する場合には、二級検定 (当該警備業務の区分に係るものに限

<u>(四</u>) 限る。)の合格証の写し 五の4に該当する場合には、 旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに

(FL) 限る。)の合格証の写し及び警備業務従事証明書 五の5に該当する場合には、 旧 二級検定(当該警備業務の区分に係るものに

5 受講手数料

ること。 受講手数料一万四千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入す

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

講習修了証明書を交付する。

講習受講後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対

受講者は、筆記用具を持参すること。

九

受講申込みに関する問合せ先

電話〇一七—七二三—四二一一

1 青森県警察本部生活安全部生活保安課

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

営 企

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

第三百七十二号) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令 第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令

第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年九月一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

物品等の名称及び数量

高精度X線診断システム

(全身用CT撮影装置 二台、 骨密度測定装置 台、 一台)

青森県病院局運営部管理課 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

三 契約の方法

青森市東造道二丁目一の一

般競争入札

四 落札者を決定した日

令和五年八月九日

五. 落札者の名称及び住所

レジットメディカル株式会社

青森市虹ヶ丘一丁目五の六

六 落札金額

四億三千六百四万円

七 落札者を決定した手続

したものである。 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

入札の公告を行った日

令和五年六月三十日

青森市長島一丁目一 青森市長島一丁目一 番

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行

県号

定価小口 一枚ニ付十八円九十銭